

平成26年第3回太子町議会定例会（第450回町議会）会議録（第3日）

平成26年6月6日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第27号 平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 2 議案第28号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第29号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第27号 平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 2 議案第28号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第29号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	井 村 淳 子	14 番	佐 野 芳 彦
15 番	中 井 政 喜	16 番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	岡 田 俊 彦	書 記	北 陽一郎
書 記	八 木 智 晴		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	堀 恭 一
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	宗 野 祐 幸	財 政 課 長	森 川 勝
税 務 課 長	三 輪 元 昭		

（開議 午前9時57分）

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

平成26年第3回太子町議会定例会第3日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 議案第27号 平成26年度
兵庫県太子町一般会計補正予
算（第2号）

○議長（橋本恭子） 日程第1、議案第27号平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に

提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、消火器のことでお尋ねをいたします。

せんだって説明で、10年を超すものについて抜き取りをし、耐圧性能点検を行うことが義務づけられたということで、これらに該当するものが、この義務づけられた点検料より購入のほうが安いので、223本を買いかえるという説明であったと思います。この義務づけられた、安いといわれる点検代は幾らであるのか、まず1点。

それから、学校並びに公民館等々、今回のトータルは223本でありますけども、果たして設置されておる全数量は合計幾らであって、その中の223本であると思うんですが、それをお尋ねし、並びにこの10年以上が223本もあるということは、どなたがどのようにして管理をされておるのか。当然腐食して漏れでもしたら、そばを歩いただけでわかってくるんやけども、うちら、家で設置しとうやつなんか10年もたたんうちに腐食して、そういう状況が出たこともありましたもので。

私の聞き間違いかどうか分かりませんが、10年どころやない、この間二十何年たったやつがあると言われたんちゃうんかいな、ちょっとその辺が気になります。まず、その学校学校で管理をされ、最終的に全般的にはこちらのほうで管理をされとんのか、その辺。また今後同じことが繰り返されていくと思います。ちょうど10年を待って更新するかどうか、その辺をお尋ねします。

それと、たまたま今太子消防署から消火器のあっせんというんか、たまたまこの数日自治会で回覧で回ってっとなや、太子消防署から。それには3種類のものが、大、中、小。大が鉄製、それで中といわれるものがアルミ製、それで小といわれるものがスプレー製。これつくった話ちゃうで、昨日帰ったらその

回覧が回ってったんや。これがコピーやけど。値段も大が6,000円と中が4,500円と、スプレー式の小が1,500円。これを太子消防署があっせんしとるんかお勧めしとるんか、たまたま時期がかぶったもので、その辺の単価の比較も気になったもので。今回、今まで設置されとんのは、私の感覚では鉄製のもんやったやろとは思うんやけども、それを、同じもんを今からまた交換するんか。今の時代や、またアルミ製にしてもっともっと長いこともつようにするもんか。

以上、自分で何点質問したんかようわからへん。4点、5点ぐらい、説明を求めます。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（森川 勝） ただいまの御質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず、耐圧の性能点検代でございますけども、単価としましては、インターネット等から1本1万2,000円程度かかると。今回の購入価格予算が消費税抜きで4,000円程度でございますので、10年経過したものにつきましては、購入のほうでさせていただきたいと考えております。

それと、全数のほうでございますが、今回一般会計のほうでは総数が478本ございます。そのうちの45%程度の223本を今回購入するという補正予算を計上させていただいております。

それと、管理方法でございますが、実際には業者のほうで毎年点検業務委託ということでさせていただいております。外観点検それから内部点検等もさせていただいておりますので、今ある消火器につきましては大丈夫と考えております。これを10年、毎年それにつきましては、防火管理者がそれぞれの施設におりますので、そこが一義的に管理をしているものでございます。

それと、4点目の消防署の件でございますが、私、まだそれを見させてはいただいていないんですが、時期が今回の補正計上と同時期になったのは意図はわかりませんが、実際には私の知る限り、アルミ製につきまして

は、鉄製よりも高いと思っております。今、議員さんがおっしゃられたのが中型の、多分大型と中型と粉末量なりが違うんだろうとは思いますが、実際にはアルミ製のほうが高い。私の調べたところでは、標準的には約1,000円、2,000円高いと思っております。今回鉄製のもので予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） こちらは上水と下水のほうですけれども、下水のほうでは前処理場に21本、上水は水源地のほうに合計で17本、合わせまして38本ございますが、今年度につきましては、6本入れかえがございまして、それは通常の備消耗品の範囲ということで、こちらのほうは上程はさせていただいております。

以上です。

（清原良典議員「点検料言うた」の声あり）

○議長（橋本恭子） 点検料、言うてはったな、1万……

（「1万2,000円」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 おはようございます。

今、清原議員の質問と同様なもんなんですけど、一、二点、つけ加えて質問させていただきます。

この負担というのは町負担ですか、国とか県の補助があるのか、それが1点と。

もう一点は、これも消防庁からのこういった規定ということで変わらと思うんです。それによって入れかえとか、またこれを入れなくてはいけないということで、一般家庭に対しての今回の消防庁告示ですか。これが該当するののかということをお聞きしたいと思っております。2つだけお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） もちろん、これ補助についてはございませんので、全部町の単

費でございます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 一般住宅向けについては、私のほうからお答えさせていただきます。

今回の改正については、事業所が対象となっております。一般家庭用の消火器につきましては、新規格への適合とか点検の義務というのは課せられておりません。しかし、平成33年12月31日まで、これは事業所のほうの猶予があるわけなんですけども、これまでに新基準の消火器に一般住宅用も取りかえをされることをお勧めしますというふうになっております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 同じ消火器の件ですけども、これ購入、入札方法はどのようにされているのかお尋ねをしたいんですが、最初の10ページ、確認をいただきたいんですけども。

ここの中の、まず教育費、幼稚園費の部分で、ここは28本になってるわけですけども、需用費、消耗品費追加消火器で12万1,000円を28本で割りますと1本当たり4,321円と。それから、その下の青少年教育費、ここで見ますと、1万8,000円を4本で割りますと4,500円になるんですが、これ何でこんなに違うのかなと。教育委員会関係の所管となると教育委員会のほうで入札をかける、そうなれば同じ金額になるのが普通じゃないかなと、ちょっと私疑問に思いました。

それから、手数料も違うんです。一番上の中学校費、学校管理費で手数料追加、消火器廃棄を67本、5万8,000円を67本で割りますと1本当たり865円。それから、先ほどの青少年教育費で4,000円を4本で割りますと1,000円になります。この辺の違いはどういうことですか、説明をお願いいたします。金額的には少ないんですけども、ちょっと疑問

に思いました。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 購入につきましては、一括で入札をいたします。それぞれの目に予算を置いておりますけれども、全ての本数をまとめて一括で購入させていただきます。もちろん入札等の方法でやらせていただきます。

それと、それぞれのところでの単価の違いなんですけれども、一応単価計上は本数掛ける千円単位でやっております。それで、それぞれやって切り上がったということがありますので、その辺で単価が合わないものと思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 一括で購入したら同じ金額で全部入るんじゃないんですか。それが何でこんなに変わるのか、そこが疑問なんです。

私も所管でそれぞれ、民生費のほうで6本ありますから、そっちのほうであるんで、所管でそれぞれ違うのかなと思ったら、同じ所管の教育費の中でいろいろ違うんでちょっと疑問がおきたんです。今一括で購入となれば、町としても、この中でいくと全部同じになるのが普通じゃないですか、何でこんなに変わるんですか。その辺を詳しく説明してください。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 今調べてみますけれども、消火器のほうは全て4,000円掛ける消費税、それで廃棄手数料については、800円掛ける消費税をかけております。それで、全ての予算は計上しております。したがって、単価の計算基礎は同じだと思うんですけども、端数調整の関係でどうしても千円単位で補正予算を計上しますので、その点であろうと思っております。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時11分）

（再開 午前10時16分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 余り消火器の話で盛り上がってもいかがかと思うんで、再度質問していきますが。

先ほども県、国からの補助金もなしに持ち出して、消防庁からのお達しでということで、全体的には116万8,000円ですか、購入としては結構額いきますねと思うんですが。

先ほど入札の話がありました。先ほど値段の比較もされていました。買う数量と廃棄はずりがえということで、数は合っているんですか、これが1つと。

入札の絡みの話で、多分これ（有）岡本ポンプという形の話の中で、大体その辺の購入先ちゅうのが決まっていくんでしょうけども。入札先というのは何者あるのかどうかという想定もされているのかどうかということも質問しておきます。

それと、全く関係ないというたらあれなんやけど、つくも荘の関係。これいつも受益者負担とかいろんな管理費の面で、常々年間350万円ほどかかっています。これについても、管理費で消火器がまた要るからということで、微々たるもんやけども2万6,000円とか、大体3万2,000円かかってまいります。

一般質問でもありました中央公民館を解体したらどうかという話の中で、計画では解体やろうけど、解体してくれるなというような話がありました。でも、つくも荘に関しても、そのままいつもの管理費をかけてやっていくという形。中央公民館も副町長の話では、また延ばしていこうというようなニュアンスの話。また、つくも荘については、私はいつも言うてます。古いから、直さなあかんところもあるから、受益者負担をお願いしてということで話に行ってまいりましたが、これも計画にあるのかどうかわかりませんが、そのつもりもないというようなことで。管理費ばっかりかかってきてということがあります。この辺の話も、今後5カ年計画の中につ

くも荘がどう入っていくのかどうかも私は見ていませんが、その話も含めてお願いをいたします。

それと、母子家庭手当のところも少し詳細説明をいただいたんですが、ここについても、約500万円の減額ということで、全体的な減額という今回の補正予算はありますが、部長のほうからも再度この母子家庭手当の話、それから乳幼児医療費の話も含めて、再度説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、1問目の廃棄手数料と消火器の購入ですけど、本数はまるっきり一緒に、また入札とあわせて両方とも一施行させていただきます。

業者数につきましては、ここに今登録業者数の手持ちはないんですけれども、数者ございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） まず、私のほうから福祉医療につきまして。

まず、母子家庭等の医療費扶助費の減額500万1,900円でございますが、これは詳細説明のほうでも申し上げましたが、県の第3次行革プランの影響で3月議会において改正させていただいたものでございまして、まず所得制限の見直しによりまして所得制限基準を超える受給者約400名いらっしゃいます。この方に係ります扶助費、役務費の中の審査支払手数料並びに事務処理手数料を減額するものでございます。

そして、その下の乳幼児等医療費につきましては、まず乳幼児のほうでございますが、これは先ほどの母子家庭医療費の所得制限の見直しにより、所得制限を超える受給者のうちゼロ歳から小学3年生までの子供約85名の方々を所得制限が緩やかな乳幼児等医療費の助成対象に移行するもので増額となっております。そして、小学校4年生から中学3年生までの子供約124名の方々につきましては、

子ども医療費の助成対象に移行するため、扶助費及び役務費の審査支払手数料、事務処理費も含めて追加というような形になっております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） つくも荘のことでお尋ねがございましたが、今まで御答弁申し上げたところでございます。今のところ、料金については無料というところで進めていきたいと思いますが。

例えば総合公園の使用料等についても、いろんな御意見をいただいております。たくさんの方に御利用いただいておりますが、町外の方も町内の方も小・中学生の場合は無料ということになっておりますので、そういったところで、その辺の見直しもどうかというような御提言もいただいております。ですけど、手数料については、全体的に見直しを図るのであれば、考えていかなければならないと思いますし、つくも荘については、お金をかけるといいますか、維持費をできるだけかけないで使っていきたいというところでございます。今回の場合は、法的にどうしても備えなければいけない施設でございますので、若干の補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 いつも副町長から御答弁をいただく同じ内容であって、この間も、中央公民館の話に戻しますが、中央公民館の施設の関係の移行は新庁舎のほうでという話もありました。それはそれでいいんです。でも、この間の話はやはり残すかなということで、またランニングコストがかかってくる。だから、いろんな意味で一体どっちなんやと、建物自体は経費がかかってくるんやと。こっちは、関係性の施設は移行するということもしないというような話があって、ちょっと延ばそうかと。でも、こっちのつくも荘の話は、か

かるけど使用料は取らへんと。何かどっちつかずで、どうなんやろうなといつも不思議に思うんや。だから、残すんであれば受益者負担、あるところが受益者分もらうと、かかるんやと。町民に負担を強いる、やるかと。受益者負担は、もうしょうがないという形で持っていってもうてもええと思うんですが。

私、これだけいつも言いますが、要望として申しつけておきます。

以上です。答弁は要りません。

○議長（橋本恭子） 今、井川議員が言われたんですが、一般会計の補正の27号には少しは関連していますが、この内容について、今つくも荘はこれ以上出ないと思いますので、要望は聞いておきます。

以上です。

それでは次、質疑ありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 消火器に戻りますが、先ほど一番古いのはどれぐらいだったのかというのもあったと思うんですが、一番古いのはどれぐらいだったのかというのをお尋ねします。といいますのも、町の関係じゃない場所で私もある消火器を見たときがあって、破損といいますか、そこから出てきたら困るなど思ったものを見た現場があったので、一番古いのはというのと。

2点目なんですけど、点検というのは、こういうものはそばを通ったときに気づかれたらおかしいとされているのか、定期的に年に何回か見られるようにされているのか、その辺はどうなんですか。あるいは今後どうされる予定なのか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 一番古いものは、昭和63年製のものが2本残ってありました。

それと、点検なんですけれども、一応それぞれの防火管理者等に回っていただいて、管理していただくということに建前上なっているんですけど、なかなか十分に行き届いていないので、今回このような本数が出てしまったというようなことだと思います。それと、

消防庁告示改正による部分と、その2点があるかと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 そういう状況のようなんです、そんなに年に何回もなんてできないと思いますけども、そちらのほうで業務として決めていただいて、1年のうちにどの程度か考えてもらってちょっとみるというふうに進めていただいたほうが今後いいのかなと思います。これに限らずほかのこともですけど、よろしく申ししておきます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 先ほどの消火器の件で、今回の補正云々と微妙にわからんところがあったんですけども。経済建設部長が現状38本あると、その中で6本入れかえをすると。これは補正とは直接関係ない話なんです。時期を改めてか、またどっか特別会計の補正で上げるということですか、それとも特別会計の予算内でこれをするということですか。それをちょっと答弁をお願いします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、本数があるかという質問でありましたので、38本ありますということと。

あと、今回補正しておりませんのは、通常の備消耗品の中で処理できるということでございます。以上です。ですから、特に後で、事情が変わりましたら違う形での補正ということはあるかもわかりませんが、消火器についての補正は行いません。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第2 議案第28号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(橋本恭子) 日程第2、議案第28号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ここで、副町長に発言を求められていますので許可します。

副町長。

○副町長(八幡儀則) 失礼いたします。

6月3日に上程しました議案第28号、先ほどの太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を私から申し上げましたが、一部訂正をお願いいたします。

附則第17条の2第1項及び第2項の改正事項の中で「その適用期限が平成28年3月31日までの3年間延長することに伴う規定の整備となっております」と申し上げましたが、正しくは「平成30年」でございます。「平成28年」を「平成30年」に訂正させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(橋本恭子) 総務部長。

○総務部長(堀 恭一) 済みません。

それと、今回参考資料の概要書の中に誤植部分が2カ所ございました。訂正の御依頼のほうの文書をつけておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長(橋本恭子) それでは、本案について、6月3日の本会議で既に提案理由の説明

が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 補正のほうでは皆さんされたんで、質疑をすることがなくなっちゃったんで、こちらでしますが。まず、今回の改正で21の項目があるわけですけども、太子町の税収に関して、とりあえず大きなものになるのが4番の法人税割の税率引き下げと、7番、14番に該当する軽自動車税になると思うんですけども。

まず、法人税割のほう引き下げ率が2.6%ということで、この引き下げ分は地方交付税の原資化というふうなことも書いてあるんですけども、まず引き下げによってどれぐらいの減収になるのかというシミュレーションをされているのかどうかということと、逆に軽自動車税のほうは税率引き上げという形になるんですけども、その辺でどれぐらいの増収を見込まれているかということをお聞きしたいと思います。

次に、軽自動車税のほうですけども、7番、14番。これ今この議会のほうでも改正の条例のことを審議されているんですけども、この間も稲美町の様子を新聞で見ると、軽自動車税が上がるということが新聞には書いてあるんですけども、細かいことが書いていないんで、皆さん、町民の方もわかりにくいのかなというところがあるんですけども。

7番では「新規取得される新車の税率」、それで14番のほうでは「グリーン化によって14年を経過した」というふうに書いてあって、今現状乗っていらっしゃる軽四の自動車はどうなのかなという疑問の声もあったりするんで、その辺の詳しいことと。仮に新規取得で、27年度以降に新規取得されたのが新車じゃなく中古車を取得されたら、その辺の考え方だけお願いします。

○議長(橋本恭子) 総務部長。

○総務部長(堀 恭一) まず、御指摘のとおり、今回の税制改正で大きく影響がありま

すのは、法人町民税の法人税割の引き下げと軽自動車税の税率の引き上げ、この2項目でございます。

まず、法人町民税の税率改正における影響額ですけれども、具体的には平成27年度からということになります。年間で約2,600万円程度の減収になるかと思えます。ただし、交付税との観点で、減収になればそれだけ交付税の基準財政収入額というんですが、交付税の算定のもとになる収入額が減りますので、実質的には25%の減収になるんではなかろうかというふうに考えております。そうして計算してみますと、大体25年度決算見込みで650万円程度の減収になると思えます。

それと、あわせて、新たにできました地方法人税というものにつきましては、どのような形で地方に配分するかというのがまだ決まっておりません。ただ、原資に持つてくるといことで、東京都が、非常に税収の多いところから税収の少ない町へ税源を回すという意味合いがほぼ大きな目的でございますので、その辺については、特に何ら影響がないものと思っております。

それと、もう一点、軽自動車税の税率改正でございますけれども、これにつきましては影響額は非常に算定が難しゅうございます。三輪以上の軽自動車については、新規取得の分からということになりますので、どの程度の新規登録がされるか、それも27年4月1日以降に購入ですので、これを期限としてその前の年に買われる方もおられると。それは旧の税率というんですか、今現在の税率で計算しますので、27年4月1日以降に購入されて新規登録される方は新税率になりますので、非常に計算が難しゅうございます。

それと、重課につきましてですけれども、既存の車につきましては、今現在14年以上経過していない場合は現行の軽自動車税でそのままいきます。13年経過した後初めて、27年以降経過した後初めて金額が上がるということになります。

そういうことで、軽自動車税のほうの軽四

の影響額は非常に算定が難しくて、あとそれ以外の自動二輪車とか原動機付自転車につきましては、大体影響額がわかりますので370万円程度の増収となるものと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） もう少しあったと思いますが。

総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 済みません。

中古車につきましては、あくまでも登録年度でございますので、買われて13年以上経過しなければ旧の税率のままでございます。

○議長（橋本恭子） それで答弁ありましたね。

ほかに質疑ありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 1点だけ聞きたいんですけども、6番の固定資産税の関係で27年4月から「子ども・子育て支援新制度の施行に伴う固定資産税の非課税対象資産の追加」とありますが、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） これにつきましては、認定こども園の用に供するものと小規模保育の用に供するもの、また病児保育事業及び子育て援助支援活動の用に供する固定資産税につきましては非課税枠の適用を受けられるということで、今回これが法で追加されましたので、この分が条項ずれを起こしましたので、改正しているものでございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今説明していただいたんで確認なんですけども。

そうしたら、今回この27年4月以降に認定こども園または地域型保育とかの事業を始められるものについて適用されるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 現在既に認定こども園で受けられた方も適用されますので、施

行日からその状態にあれば資産税の割引があるということでございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 私は、総務委員のほうで付託で、総務委員会ということでこの件は発言をしますが、本会議で一言だけ話をしておきます。

今回グリーン化ということで、先ほど来も自動車税の話がありました。それで、27年度4月1日からのについては1万800円、その翌年度の1日からのについては1万2,900円、軽四輪だけの話になりますが。

私もいろいろと車の関係をしていまして、いろいろとお客さんの話も聞きます。姫路の方も太子の方も含めていらっしゃるが、自動車税自体も払えていないというような状況の方もたくさんおられます。自動車税を払っていなかったら車検も受けられません。車検を受ける金がないんやというような高齢者の方、またお体の不自由な方がいらっしゃいます。もちろん車に乗らんと病院にも行けへんという形の中で、全国の市町村の方、多分お困りだろうなと。役場の方々については、そんなことはないんやろうけども。下々の方については、私はお年寄りの方がお客さんにおられますが、本当に困っていらっしゃいます。

こういった、普通車にしてもグリーン化によって県の税金になりますが、13年以上の車については10%値上げということで、5万1,000円の車は5万6,000円何がしになったりというようなことも私は承知しております。ただ、お金がないから車を買えへん、新車を買うお金がないから古い車に乗とんやというのにこういうような状況になってくる。この辺をどうにか拒否できひんのかなと。当然国の流れですから、震災復興を含めてあるんでしょうが、これについて、うちはそれ断りますというようなことができひんのかなと。これ1つだけお答えください。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 地方税法は国のほうで定められているものでございまして、太子町だけが別の適用をするというようなことはできません。ただ、生活の貧困な方というのは減免制度というものがありますので、そういった形をPRしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 1点だけ確認させていただきます。

現状の車の件なんですけども、当然来年度4月から新規取得については当然上がりますけれども、ところが中古車を買う場合に、この説明によりますと「車両番号の新規取得を受けた月から起算して14年」となっています。ということは、初年度登録とは関係はないということですね。結局、新規ナンバー取得ということは、現状で、例えば初年度登録14年経過した車を中古車で購入したとしても、来年度以降税金は上がらないという意味にとれるんですが、その辺の解釈の説明をちょっとお願いします。

○議長（橋本恭子） 税務課長。

○税務課長（三輪元昭） 新規取得という表現がまずいなという部分もあるんですけども、現実には27年4月1日以降新規の車検をとった車という意味合いなのです。ですんで、4月1日以降に中古の軽自動車を買われた場合は、その中古車がいつ新規の車検をとったかという部分からスタートになります。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時42分）

（再開 午前10時43分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第28号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第3 議案第29号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第3、議案第29号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これも参考資料にも書いてありますが、この間も説明を少し受けましたが、近畿圏の近郊整備ということですが、これは近畿圏だけの話ということで理解していいんですか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） この国土の均衡ある発展ということで、ちょうど所得倍増とか列島改造論とか、そういうようなときに近畿圏整備法とか、あと工業整備特別地域整備促進法とか、そういういろんな国土の開発の関の法律が制定されました。それに伴いまして、既成市街地の中にある工場を誘致した場合にこういう整備を下さいよというような法律でございました。その法律が全て適用されて、そこへ誘致した場合に固定資産税をある程度減免すれば、その分は国のほうで政策的に見ましようということでこの制度が

あったわけなんですけれども、今回その制度の財政的措置の延長がなくなりました。ということは、今現在もそういうところに工場を強制的、政策的に持っていく必要がないのかなというふうにも理解しておりますけれども、そういう形で法律が変わりましたので、今現在この条例を残しておいてもまるっきり実効性がございませんので、廃止をさせていただくということでございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

森田眞一議員。

○森田眞一議員 この廃止のことは今説明していただき、またその資料をいただいておりますのでわかるんですけど、それに関連して。

現在この条例を読ませていただきますと、当町では東芝の関係かなと理解するんですけども、それにつきまして現在東芝の用地の中に工場を誘致するというのが大きな、町長も公約の中に入れられとったりするんですけども、現在の状況はどうなのか御説明いただきたいのと。

それと、近畿圏の云々は関係なしに、当町独自で固定資産税の減免について条例を設けるというような考え方はできないのかお聞きしたい。

それと、もう一点、現在東芝の工場用地の中に太陽光パネルが設置されて云々されておるんですけども、あれは単に自工場の電気を賄う、または売電するためのものか、それとも東芝としてあれを使って、蓄電池等の研究をこれから進めようとするための設備なのか、その辺をお聞きになっていればお知らせしたいと思います。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず、東芝の関係でございますが、町長が東京へ直接に陳情という形で行く場合もありますし、ほかの公務と一緒に向こうとアポをとれば、現在の敷地があいているので何とかいいものができるかというような要請活動はいたしております。

それから、先ほどおっしゃった町独自で減免ということを考えてはどうかということでございますが、これにつきましては、私どもとしては、そこまでしてすることは考えておりません。この法律があって、基準財政収入額の減に見合うものは補填していただくということでこの条例を置いていたんですが、町独自でそこまで考える余裕はないというところでございます。

それから、パネルの関係でございますが、先ほど研究施設ということをおっしゃいましたが、姫路工場のほうでは研究施設ということは考えていないんですが、太子ではパネルの関係と、それからそれに対しての研究施設ということで立地をされているというふうに東芝側からは報告を受けております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。
服部千秋議員。

○服部千秋議員 私、総務委員ですので聞くつもりはなかったんですけど、今そういうことを言われたので、確認をしたいんですけど。

今町独自でそういうことをやることがないということなんですけど、もし今後、万一どこかの企業が来てくれるというようなことがあって、来てくれることはうちの町にとってありがたいことなんですけども、そのときに幾らかでも措置をしてくれれば、企業側としてはありがたいということになると思うんです。そういうことが生じればありがたいと思うんですけど、生じないかもしれませんけれども。それで、それが生じたときに町として何か考えていただけるのかなと思ったんです。その近畿圏のが今回なくなるので、これはなくなるということで、それは理解できるんですけども。将来的に、もしもそういうことが生じる企業さんが来てくれるときには、初年度これこれ、次年度これこれとか、幾らかでもさせていただいたほうが、長期的に見たらうちの町にとっていいのかなと思ったりもするので。そのときにまた考えていただ

るのかと思っていたら、今副町長の答弁だとそういう余裕はないと、だからそれは考えていないということだったんですが。私は、そのときにまた考えてもらったほうがいいかなと思うので、その辺の確認を。今もおっしゃったとおり、今後もやるのか、それともそのときも一回検討することも一応残されてたほうがいいんじゃないかなと思うんで聞いていますが、いかがですか。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 後で総務部長のほうからも答弁しますけど、先ほど申し上げたのは東芝という、今の、現在の工業敷地自体が、東芝の用地が工業地域ということになっておりますので、普通のいわゆる町とか市が工業用地をたくさん持っているような状況ではないと。東芝さんとの調整あるいは、例えば新しい別の企業が来るのであれば、なかなか条件的には難しいのではないかというふうにも思いますし。

それと、税につきましても、この法は先ほども言いましたけど、交付税で補填されるというところのメリットがあったから太子町もそれに乗ったということでございますので、なかなか状況的には難しいとは思いますが、先ほど服部議員が言われましたように、どういう状況になるか、不確定要素もございまして一概には言えないんですが、今現時点で言えることは、そういったことは考えていないというところでございます。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 1点だけお答えさせていただきます。

今回、固定資産税の不均一課税に関する条例につきましては廃止させていただきますけれども、平成16年にもう一個、太子町工場立地促進条例というものを制定しております。それにつきましては、投資的資産効果が3億円あって、従業員を10人以上新たに雇用するという場合に、固定資産税の4分の1等の半額を助成するという制度はこのまま残しております。したがって、ぜひともそうい

う工場用地の中に新しい企業さんに来ていただいて、町税が落ちるようには今後とも努力していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は総務常任委員会に

付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

6月7日から6月15日まで委員会審査のため本会議を休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、6月7日から6月15日までの本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は6月16日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午前10時53分）